別表第五八戸航空路監視レーダー事務所の項及び岡崎航空路監視レーダー事務所の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六十五条第三項の改正規定（「、高知空港事務所」を削る部分に限る。）及び第六十六条第四項の改正規定（「、高知空港事務所」を削る部分に限る。）　平成二十三年六月二日

二　第五条第二項の改正規定、第十四条を削る改正規定、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に一条を加える改正規定、第六十二条第一項の改正規定、第六十五条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「、高知空港事務所」を削る部分を除く。）、同条第六項の改正規定、第六十六条第一項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「、高知空港事務所」を削る部分を除く。）、同条第七項の改正規定、第六十八条の改正規定、第八十一条第三項の改正規定（「及び奄美空港出張所」を「、奄美空港出張所及び下地島空港出張所」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「岡山空港出張所」の下に「、下地島空港出張所」を加える部分に限る。）、同条第八項の改正規定、別表第一及び別表第二の改正規定並びに別表第三の改正規定（下地島空港出張所の項を加える部分に限る。）　平成二十三年七月一日

○国土交通省令第二十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

観光庁組織規則の一部を改正する省令

観光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「企画官」の下に「及び広報広聴官」を加え、同条第一項中「企画官」の下に「及び広報広聴官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

7　広報広聴官は、命を受けて、広報及び広聴に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、並びに同令第二百三十八条第三項の規定に基づき、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを「（データ同化技術開発推進官及び数値予報モデル開発推進官）」に改め、同条第一項中「数値予報モデル開発推進官」を「データ同化技術開発推進官及び数値予報モデル開発推進官それぞれ」に改め、第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　データ同化技術開発推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　データ同化に係る技術の開発及び改良の推進に関すること。

二　データ同化に係る技術に関する指導に関すること。

第四十四条の見出しを「（海洋気象情報室及び沿岸防災情報調整官）」に改め、同条第一項中「海洋気象情報室」の下に「及び沿岸防災情報調整官一人」を加え、同条第二項第一号中「関すること」の下に「（沿岸防災情報調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　沿岸防災情報調整官は、命を受けて、海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関する事務のうち沿岸域における災害の防止に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第八十二条　削除

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（国土交通省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部改正）

2　国土交通省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（外国人を任用できない職の範囲）」に改め、同条第二項を削る。

○国土交通省令第二十九号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項及び第十三条の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の見出しを「（人事企画官及び人事企画調整官）」に改め、同条第一項中「人事企画官」の下に「及び人事企画調整官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　人事企画調整官は、命を受けて、海上保安庁の職員の人事管理に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第四十二条の二を次のように改める。

（航空機整備管理室及び航空機技術調整官）

第四十二条の二　航空機課に、航空機整備管理室及び航空機技術調整官一人を置く。

2　航空機整備管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上保安庁の使用する航空機の維持に関する技術的事項の調査、調整及び指導に関すること。

二　海上保安庁以外の者に委託して行う海上保安庁の使用する航空機の維持に関すること。

三　海上保安庁の使用する航空機の部品の管理に関すること。

3　航空機整備管理室に、室長を置く。

4　航空機技術調整官は、海上保安庁の使用する航空機の建造に関する技術的事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第六十三条第十三号中「船舶」の下に「及び航空機」を加える。

第八十条、第八十一条、第八十一条の二及び第八十一条の三中「、第二本部、第六本部及び第十本部」を「及び第二本部」に改める。

第九十七条中「十七課」を「十八課」に、「刑事課」を「刑事課　警備情報課」に改める。

第百五条中「及び第八十一条の四に規定する事務」を削る。

第百七条を次のように改める。

（警備情報課の所掌事務）

第百七条　警備情報課は、第八十一条の四に規定する事務をつかさどる。

第百十八条中「航空整備管理センター」を削る。

第百十九条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第六の二を削る。

別表第十五航空整備管理センターの項を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。